



食安基発第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

各 都道府県
保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省医薬食品局

食品安全部基準審査課



市町村合併に伴う所在地又は住所の表示について

食品であって販売の用に供するものに係る所在地又は住所の表示については、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 7 条の規定に基づき製造所等の所在地又は住所を記載することとなっているほか、加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）第 3 条又は玄米及び精米品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 515 号）第 3 条の規定に基づき製造業者等の住所を記載することになっているところである。

こうした製造所等の所在地又は住所の表示に関し、市町村合併に伴い市町村名が変更された場合であっても、市町村合併後当分の間、合併前の所在地又は住所の表示を認めることとするので、御留意されるとともに、貴管内で市町村合併を予定している市町村、関係業者等への周知をお願いします。

なお、農林水産省消費・安全局表示・規格課長から、加工食品品質表示基準第 3 条又は玄米及び精米品質表示基準第 3 条の規定に基づく製造業者等の住所の表示についても、同様の考え方が通知されているので申し添える（別添参照）。